

# 石川県公報

平成 26 年 11 月 21 日（金曜日）

号 外

（第 92 号の 2）

目	次
---	---

公 告  
○専決処分による予算の要領の公表

（財 政 課） 1

公	告
---	---

## 専決処分による予算の要領の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成26年11月21日専決処分した予算の要領は、次のとおりである。

平成26年11月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 平成26年度石川県一般会計補正予算（第4号）

平成26年度の石川県一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627,333千円を追加し、歳入歳出それぞれ513,671,918千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成26年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 平成26年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		千円 56,434,211	千円 627,333	千円 57,061,544
	3 国庫委託金	1,220,117	627,333	1,847,450
歳 入	合 計	513,044,585	627,333	513,671,918

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 52,669,909	千円 627,333	千円 53,297,242
	4 選 挙 費	111,069	627,333	738,402
歳 出	合 計	513,044,585	627,333	513,671,918